主 対

本件控訴を棄却する。

原判決を左のとおり変更する。

控訴人は被控訴人に対し、金十四万八千七百十一円及び内金十万千八百 三十六円について、昭和三十二年十一月三十日以降、内金四万六千八百七十五円に ついては、昭和三十四年十二月二日以降各支払済に至る迄年五分の割合による金員 を支払わねばならぬ。

訴訟費用は第一、二審共控訴人の負担とする。

この判決は被控訴人において金五万円の担保を供するときは、仮に執行 することができる。

事 実

被控訴代理人は当審請求趣旨として主文第一項乃至第四項と同旨の判決並に仮執 行の宣言を求め、控訴代理人は「原判決を取消す被控訴人の請求を棄却する。訴訟 費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」旨の判決を求めた。

費用は第一、二審共被控訴人の負担とする。」旨の判決を求めた。 当事者双方の主張竝に証拠の提出、援用、認否は、左に記載する外は、原判決事 実摘示のとおりであるから、ここにこれを引用する。

被控訴代理人の主張。

「被控訴人は、原審において訴外Aが控訴人から支給を受ける、昭和三十一年十一月分以降昭和三十二年十一月分迄の給料総額の四分の一に当る金十万千八百三十六円、及びこれに対する本件訴状が控訴人に送達せられた日の翌日である昭和三十二年十一月三十日以降右支払済に至る迄、年五分の割合による遅延損害金の支払を請求したのであるが、当審において更に請求を拡張して、右Aが昭和三十二年十二月一日以降昭和三十三年七月十五日控訴会社を退社するに至る迄継続勤務し、より支給を受くべき、一ケ月金二万五千円の割合による給料(但し最終月分は一ケ月金一万二千五百円)合計金十八万七千五百円の四分の一に当る金四万六千八百七十五円、及びこれに対する当審請求拡張申立書が控訴人に送達せられた日の翌日に当る、昭和三十四年十二月二日以降右支払済に至る迄年五分の割合による遅延損害金の支払を求める。」

控訴代理人の主張。

理由

当裁判所の認定並に判断は、左記のとおり附加する外は原判決理由のとおりであるから、ここにこれを引用する。

民訴法第六一八条第一項第六号第二項は、労役者又は雇人がその労力又は役務のために受ける報酬は、その各支払期に受ける金額の四分の一に限りこれを差押え得ることを定めているのであるから、いわゆる歩合又は手当金の名称を以て支払はれるものと雖も、それが実質的に見て労力又は役務に対する報酬たる限りは、右法条に定める限度においてこれを差押え得るものであることはもちろんである。而して当審証人Aの証言によると、Aが、控訴人から毎月二十六日に支払を受けていた歩合並に手当金は、いずれも右法文にいわゆる報酬たる性質を有するものであることは明であるから、これを差押え得るものとしなければならぬ。

〈要旨〉次に本件債権差押竝に転付命令による被差押債権は「債務者(A)が第三債務者(控訴人)に勤務〈/要旨〉し、毎月末日迄に支払を受ける給料の四分の一宛」

(裁判長裁判官 田中正雄 裁判官 河野春吉 裁判官 本井巽)